

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（道民生活課）	1
○北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例（地球温暖化対策室）	9
○北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例（道民生活課）	9
○北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例.....（保健福祉部総務課）	9
○北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（医療薬務課）	10
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例.....（道立病院室）	10
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....（障がい者保健福祉課）	10
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例.....（建設部総務課）	11
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（建設部総務課）	13
○河川法施行条例の一部を改正する条例.....（河川課）	13
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例.....（都市環境課）	13
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例.....（企業局総務課）	14
○北海道立学校条例の一部を改正する条例.....（教育庁高校教育課）	14
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活安全企画課）	14
○北海道立青少年の森条例等を廃止する条例.....（森林活用課）	15

条 例

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例をここに公布

する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項の規定による個人の道民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

3 この条例において「指定」とは特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいい、「指定の取消し」とは指定を受けた特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めないこととすることをいう。

4 この条例において「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（指定の申出）

第3条 地方税法第37条の2第3項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名

- (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) その設立の年月日
 - (6) その現に行っている事業の概要
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 - (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項に定めるもののほか、当該特定非営利活動法人が指定都市所轄法人（法第9条の所轄庁が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特定非営利活動法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度の法第28条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）、法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿（以下「役員名簿」という。）及び法第28条第2項に規定する定款等（以下「定款等」という。）を添付しなければならない。
- 4 知事は、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）別表第1の4の3の項の右欄に掲げる市町村（以下「権限移譲市町村」という。）の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（当該権限移譲市町村以外の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。以下「権限移譲市町村所轄法人」という。）から第1項の申出書が提出されたときは、当該権限移譲市町村所轄法人に係る権限移譲市町村の長に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
- (1) 当該権限移譲市町村所轄法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等、役員名簿及び定款等で、当該権限移譲市町村の長に提出された

ものの写し

- (2) 当該権限移譲市町村の長の証明書（当該権限移譲市町村所轄法人につき法令（条例を含む。以下同じ。）、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又は当該理由がある旨を証明する書面をいう。）

（指定のために必要な手続を行う基準）

第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 道内に主たる事務所を有すること。
- (2) 道民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 実績判定期間における経常収入金額（ア）に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（イ）に掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、イ及びウ）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が10分の1以上であること。

（ア）総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（ア）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

（イ）受け入れた寄附金の額の総額（第6号エにおいて「受入寄附金総額」という。）から1者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（ウ）社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第4号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちイ）に掲げる金額に達するまでの金額

イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、

その名称)その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が3,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下このイにおいて同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上であること。

ウ 前条第1項の申出書を提出した日の前日において、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として当該寄附金を定める条例(道内の市町村が定める条例に限る。)で定められているものであって、当該市町村の長の意見を踏まえ、知事が適当と認めるものであること。

(3) その事業活動(法第2条第1項に規定する特定非営利活動(以下「特定非営利活動」という。)に限る。以下この号において同じ。)が広く道民に周知され又は道民の参加を得、かつ、地域と一体となった事業活動を行っているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる基準のいずれかに適合していること。

(ア) その事業活動に関する情報を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙その他の規則で定めるものを通じて道民に対して実績判定期間内の日を含む各事業年度において2回以上提供したこと。

(イ) その事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を実績判定期間内の日を含む各事業年度において道内の5以上(インターネットの利用により当該広報資料を公表している場合は、4以上とする。)の公共施設その他の道民が利用する施設に必要な数置いたこと。

(ウ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、道民を対象としたその事業活動に係る催物を2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者(役員、社員又は職員である者を除く。)の延べ人数が50人以上であること。

(エ) 道内においてその事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が実績判定期間内の日を含む各事業年度において50人以上であること(当該各事業年度において、同一の者を1人として計算した場合の当該従事した者の数が10人未満である場合を除く。)

イ 道内においてその事業活動を国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った実績が実績判定期間内の日を含む各事業年度において1回以上あること。

(4) 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員又はこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(5) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己

の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

オ 当該特定非営利活動法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所において1名以上配置していること。

(6) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその道内の事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(8) 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により法第9条の所轄庁(権限移譲市町村所轄法人にあっては、権限移譲市町村の長)に提出していること。

(9) 法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(10) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(11) 実績判定期間において、第1号、第5号、第6号ア及びイ並びに第7号から第9号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第7号イに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、地方税法第37条の2第3項の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号アに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第5条 前2条に定めるもののほか、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第6条 第4条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 控除対象特定非営利活動法人が第20条第1項各号(第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号のいずれかに該当し、指定の取消しを受けた場合において、その指定の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動

法人のその業務を行う理事であった者でその指定の取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）若しくは北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするにことに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等（法第12条第1項第3号に規定する暴力団の構成員等をいう。第6号において同じ。）

(2) 第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定の取消しを受けた場合において、その指定の取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。イにおいて同じ。）

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの
(指定の通知等)

第7条 知事は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、当該申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 知事は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 控除対象特定非営利活動法人の名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所の所在地

(4) その他の事務所の所在地

(5) 指定の効力を生じた年月日

(6) その現に行っている事業の概要

(7) その他規則で定める事項

(名称等の使用制限)

第8条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の有効期間及びその更新の申出)

第9条 指定の有効期間（指定の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下同じ。）は、当該指定の効力を生じた日（指定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日）から当該指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（指定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日までとする。

2 指定の有効期間の満了後、引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下この項において「更新申出期間」という。）内に、知事に指定の有効期間の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由

により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

- 3 第2条第4項、第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分を除く。）、第4条第1項（第5号イ、第8号、第10号及び第11号に係る部分を除く。）及び第2項並びに第5条から第7条までの規定は、指定の有効期間の更新について準用する。ただし、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（変更の届出）

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第25条第4項の規定による申請若しくは同条第6項の規定による届出、法第53条第1項の規定による届出又は第3項の規定による届出を既に知事に行っている場合は、当該申請又は届出に係る変更については、この限りでない。

- 2 指定都市所轄法人である控除対象特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 指定都市所轄法人である控除対象特定非営利活動法人は、定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の定款を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書等の閲覧等）

第11条 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその道内の事務所に於いて閲覧させなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、前項に規定する書類のうち事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録並びに定款等について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。

（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等）

第12条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、指定の効力を生

じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間、その道内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年を経過する日までの間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その道内の事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその道内の事務所に備え置かなければならない。

- 4 控除対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第4項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその道内の事務所に備え置かなければならない。

- 5 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその道内の事務所において閲覧させなければならない。

- 6 控除対象特定非営利活動法人は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類のうち規則で定めるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。

（役員報酬規程等の提出等）

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、当該控除対象特定非営利活動法人が法第55条第1項の規定により当該書類を既に知事に提出している場合は、当該書類については、この限りでない。

2 指定都市所轄法人である控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を知事に提出しなければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、権限移譲市町村の長に対し、法第29条の規定により権限移譲市町村所轄法人である控除対象特定非営利活動法人から提出された事業報告書等の写しの提出を求めるものとする。

4 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第3項又は第4項の書類を知事に提出しなければならない。ただし、当該控除対象特定非営利活動法人が法第55条第2項の規定により当該書類を既に知事に提出している場合は、当該書類については、この限りでない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(解散の届出)

第15条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第31条第2項の規定による知事の認定を受けている場合又は同条第4項の規定による届出若しくは次条第1項の規定による届出を既に知事に行っている場合は、この限りでない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第16条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、法第34条第3項の認証の申請後遅滞なく、その旨を知事に届け出なければなら

い。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法によりその旨を公表するとともに、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号(第10号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 前項の場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、同項の規定による確認を受けたときは、合併によって消滅した特定非営利活動法人の控除対象特定非営利活動法人としての地位を承継する。

4 第2条第4項及び第3条第2項の規定は第1項の規定による届出について、第2条第4項、第4条(第1項第10号に係る部分を除く。)、第6条、第7条及び第12条第1項の規定は第2項の規定による確認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第17条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第4項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第18条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第20条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行わなければならない。

4 知事は、第1項の規定による勧告をしたときはその内容を、第2項の規定による命令をしたときはその旨を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(その他の事業の停止)

第19条 知事は、法第5条第1項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるとき

は、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による命令について準用する。（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第20条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき。

(4) 指定の有効期間が経過したとき（第9条第2項の指定の有効期間の更新の申出をした場合を除く。）。

(5) 第9条第2項の指定の有効期間の更新の申出をした場合であって、当該控除対象特定非営利活動法人が同条第3項において準用する第4条第1項各号（第5号イ、第8号、第10号及び第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。

(6) 第16条第1項の規定による届出をした場合であって、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。

(7) 正当な理由がなく、第18条第2項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(8) 控除対象特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(9) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 法第29条又はこの条例第13条（第3項を除く。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(2) 第4条第1項第5号、第6号ア若しくはイ又は第9号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(3) 第10条又は第16条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出

をしたとき。

(4) 正当な理由がないのに、第11条第1項又は第12条第5項の規定に違反して、書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

(5) 正当な理由がないのに、第11条第2項又は第12条第6項の規定に違反して、書類を公表せず、又は虚偽の書類を公表したとき。

(6) 第12条第1項（第16条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

(7) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分違反したとき。

3 知事は、前2項の規定による指定の取消しのために必要な手続を行う場合には、第1項第1号、第8号又は第9号に該当する場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、聴聞を行わなければならない。この場合において、聴聞の期日における審理は、当該控除対象特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 知事は、前項後段の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

5 知事は、指定の取消しのために必要な手続を行うことを決定したとき又は指定の取消しがあったときは、速やかに当該特定非営利活動法人に対しその旨及びその理由を書面により通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法によりその旨及びその理由を公表しなければならない。

（協力依頼）

第21条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（規則への委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例

北海道立女性相談援助センター条例（平成7年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第3条第1項」の次に「（同法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道条例第48号

北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

北海道社会福祉審議会条例（平成12年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（組織）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、委員35人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道条例第49号

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の4第2項第10号」を「第30条の4第2項第9号」に、「同項第11号」を「同項第10号」に改める。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道条例第50号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北海道立苫小牧病院の項を削る。

第7条第1項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 減債積立金を使用して企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（前項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道条例第51号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の2」に改める。

第59条中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第60条及び第61条中「第24条第1項及び第3項」を「第24条第2項」に改め、第4章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第61条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者（規則で定める要件を満たすものに限る。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。 第78条中「、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。 第80条第1項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。 第81条中「、第61条」を「から第61条の2まで」に改める。 附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第59条から第61条の2まで、第78条及び第81条並びに北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の規定は、平成25年10月1日から適用する。 （北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正） 2 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。 第111条第1号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年10月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第52号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。 別表87の項の次に次のように加える。				この項において「法」という。）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査				<table><tr><td>請手数料</td><td>ア 住宅の戸数が10戸以内のもの 27,200円</td><td>イ 住宅の戸数が11戸以上20戸以内のもの 31,700円</td><td>ウ 住宅の戸数が21戸以上30戸以内のもの 36,200円</td><td>エ 住宅の戸数が31戸以上40戸以内のもの 40,700円</td><td>オ 住宅の戸数が41戸以上50戸以内のもの 45,200円</td><td>カ 住宅の戸数が51戸以上70戸以内のもの 54,200円</td><td>キ 住宅の戸数が71戸以上100戸以内のもの 67,700円</td><td>ク 住宅の戸数が101戸以上のもの 81,200円</td></tr></table>				請手数料	ア 住宅の戸数が10戸以内のもの 27,200円	イ 住宅の戸数が11戸以上20戸以内のもの 31,700円	ウ 住宅の戸数が21戸以上30戸以内のもの 36,200円	エ 住宅の戸数が31戸以上40戸以内のもの 40,700円	オ 住宅の戸数が41戸以上50戸以内のもの 45,200円	カ 住宅の戸数が51戸以上70戸以内のもの 54,200円	キ 住宅の戸数が71戸以上100戸以内のもの 67,700円	ク 住宅の戸数が101戸以上のもの 81,200円
請手数料	ア 住宅の戸数が10戸以内のもの 27,200円	イ 住宅の戸数が11戸以上20戸以内のもの 31,700円	ウ 住宅の戸数が21戸以上30戸以内のもの 36,200円	エ 住宅の戸数が31戸以上40戸以内のもの 40,700円	オ 住宅の戸数が41戸以上50戸以内のもの 45,200円	カ 住宅の戸数が51戸以上70戸以内のもの 54,200円	キ 住宅の戸数が71戸以上100戸以内のもの 67,700円	ク 住宅の戸数が101戸以上のもの 81,200円												
				（摘要） ア 入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合は、この項に規定する金額に4,500円を加算した金額とする。 イ 法第6条第1項第12号の前払金を受領する場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。 ウ 居住部分の床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。																
<table><tr><td>87の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下</td><td>サービス付き高齢者向け住宅事業登録申</td><td>次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</td><td>登録申請のとき</td></tr></table>				87の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申	次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	登録申請のとき	<table><tr><td>87の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」</td><td>サービス付き高齢者向け住宅事業登録更</td><td>次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</td><td>登録更新申請のとき</td></tr></table>				87の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」	サービス付き高齢者向け住宅事業登録更	次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	登録更新申請のとき					
87の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申	次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	登録申請のとき																	
87の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」	サービス付き高齢者向け住宅事業登録更	次に掲げる当該申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	登録更新申請のとき																	

という。)第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査	新申請手数料 ア 住宅の戸数が10戸以内のもの 27,200円 イ 住宅の戸数が11戸以上20戸以内のもの 31,700円 ウ 住宅の戸数が21戸以上30戸以内のもの 36,200円 エ 住宅の戸数が31戸以上40戸以内のもの 40,700円 オ 住宅の戸数が41戸以上50戸以内のもの 45,200円 カ 住宅の戸数が51戸以上70戸以内のもの 54,200円 キ 住宅の戸数が71戸以上100戸以内のもの 67,700円 ク 住宅の戸数が101戸以上のもの 81,200円	
	(摘要) ア 入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合は、この項に規定する金額に4,500円を加算した金額とする。 イ 法第6条第1項第12号の前払金を受領する場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。 ウ 居住部分の床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。	
	サービス付き高齢者向け住宅事業変更登	次に掲げる当該届出に係る住宅の追加戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
87の4 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」		変更届出のとき
という。)第9条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の変更（住宅の追加に係る変更に限る。）の届出に対する審査	録手数料 ア 住宅の追加戸数が10戸以内のもの 27,200円 イ 住宅の追加戸数が11戸以上20戸以内のもの 31,700円 ウ 住宅の追加戸数が21戸以上30戸以内のもの 36,200円 エ 住宅の追加戸数が31戸以上40戸以内のもの 40,700円 オ 住宅の追加戸数が41戸以上50戸以内のもの 45,200円 カ 住宅の追加戸数が51戸以上70戸以内のもの 54,200円 キ 住宅の追加戸数が71戸以上100戸以内のもの 67,700円 ク 住宅の追加戸数が101戸以上のもの 81,200円	
	(摘要) ア 入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合は、この項に規定する金額に4,500円を加算した金額とする。 イ 法第6条第1項第12号の前払金を受領する場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。 ウ 居住部分の床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利	

用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合は、この項に規定する金額に6,800円を加算した金額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項(2)中「及び国土交通大臣への報告」を削り、同項中「小樽市登別市」を「小樽市及び登別市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「から第25条までの許可」を「、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録」に改める。

第7条中「から第25条までの許可」を「、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録」に改め、「当該許可」の次に「又は登録」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の事項の表休憩所の項中「4月1日から10月31日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改め、別表第1の2の7の事項中「北海道立道

南四季の杜公園」を「北海道立道南四季の杜公園」に改め、同事項の表中

及び体験学習施	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで	を	管理棟 設
---------	----------------	--------------	---	----------

棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	に改め、
学習施設	4月1日から10月31日まで		

別表第1の2の8の事項の表中	管理棟及び体験学習施 設	4月29日から9月30日まで 10月1日から10月31日まで
----------------	-----------------	-----------------------------------

午前8時から午後9時まで 午前9時から午後5時まで	を	管理棟	1月4日から4月28日まで 及び10月1日から12月28日 まで 4月29日から9月30日まで
		体験学習施設	4月29日から9月30日まで 10月1日から10月31日まで

午前9時から午後5時まで
午前8時から午後9時まで
午前8時から午後9時まで
午前9時から午後5時まで

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 減債積立金を使用して企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（前項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第1 北海道様似高等学校の項を削る。

別表第2 中

北海道星置養護学校	札幌市
-----------	-----

を	北海道星置養護学校	(本校)	札幌市
		ほしみ高等学園	札幌市

に改め、同表北海道小樽聾学校の項を削り、同表中

北海道美深高等養護学校

	美深町	を	北海道美深高等養護学校
--	-----	---	-------------

(本校)	美深町
あいべつ校	愛別町

に改め、同表北海道釧路聾学校の項を削

り、同表北海道釧路養護学校の項の次に次のように加える。

北海道釧路鶴野支援学校	釧路市
-------------	-----

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和40年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道迷惑行為防止条例

第1条中「公衆」を「道民及び滞在者」に、「暴力的不良行為等」を「行為」に、「道民生活」を「その生活」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(反復したつきまとい行為等の禁止)

第9条の3 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体的安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してしてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

第10条中「又は第9条」を「、第9条又は前条」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立青少年の森条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道立青少年の森条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道立青少年の森条例（昭和54年北海道条例第27号）
- (2) 北海道立21世紀の森条例（昭和60年北海道条例第9号）
- (3) 北海道立トムテ文化の森条例（平成10年北海道条例第2号）

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。